

平成27年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

特定の事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

平成28年3月

山口県包括外部監査人

水谷芳昭

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象事業、並びに選定理由

(1) 特定の事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

(2) 監査対象事業

山口県が公表する平成26年度の環境白書には、環境保全対策関係予算に関する一覧表が掲載されている。そこでその一覧表の中から実際に監査の対象としたものは、1事業あたりの予算規模が1千万円以上のもの（但し、平成24年度の包括外部監査で実施したものは除いている）及びそれ以下であっても監査対象とすべきことが有用と考えたものを任意に抽出した。その事業を所管課別に示すと次の通りである。

| 部局名 | 所管課 | 連番 | 事業名 | 平成26年度予算(千円) |
|-------|-------------|----|----------------------|--------------|
| 総合企画部 | 中山間地域づくり推進課 | 1 | やまぐちスロー・ツーリズム推進事業 | 12,180 |
| 環境生活部 | 環境政策課 | 2 | 再生エネルギー普及啓発事業 | 3,665 |
| | | 3 | 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業 | 4,000 |
| | | 4 | くらしの省エネ促進事業 | 4,880 |
| | | 5 | EV等次世代自動車利活用促進事業 | 46,700 |
| | | 6 | 大気汚染監視指導事業 | 14,142 |
| | | 7 | 大気監視施設管理事業 | 88,486 |
| | | 8 | 石綿健康被害救済対策事業 | 20,820 |
| | | 9 | 有害大気汚染物質監視指導業務 | 5,204 |
| | | 10 | 水質環境保全推進事業 | 828 |
| | | 11 | 公共用水域水質調査事業 | 19,784 |
| | | 12 | 水質環境監視事業 | 5,169 |
| | | 13 | 水質土壌汚染対策指導事業 | 10,588 |
| | | 14 | ダイオキシン類削減対策総合調査事業 | 14,980 |
| | | 15 | 環境放射能水準調査事業 | 7,796 |
| | | 16 | 再生可能エネルギー関連設備導入支援事業 | 109,088 |
| | | 17 | ISO環境やまぐち高度化事業 | 807 |
| | | 18 | 地球にやさしい環境づくり融資事業 | 1,598,920 |
| | | 19 | やまぐちさわやかエコネット利用促進事業 | 2,733 |

| | | | | |
|------------------|---------|------------------|--------------------------|---------|
| | | 20 | 山東省環境保全パートナーシップ事業 | 2,539 |
| 廃棄物・リサイクル 対策課 | 自然保護課 | 21 | 産業廃棄物適正処理推進事業 | 77,873 |
| | | 22 | 海岸漂着物地域対策推進事業 | 182,804 |
| | | 23 | 循環型産業育成推進事業 | 125,484 |
| | | 24 | 鳥獣保護推進事業 | 2,937 |
| | 25 | 鳥獣被害防止対策事業 | 21,386 | |
| | 26 | ツキノフグマ保護管理対策事業 | 3,426 | |
| | 27 | 鳥獣保護区等設置事業 | 6,292 | |
| | 28 | 野生鳥獣適正管理事業 | 6,587 | |
| | 29 | 放鳥事業 | 12,158 | |
| | 30 | 生態系保全対策促進事業 | 2,360 | |
| | 31 | やまぐち自然環境学習推進事業 | 8,041 | |
| | 32 | さらら浜自然観察公園管理運営事業 | 62,949 | |
| | 33 | 自然公園保護管理事業 | 12,844 | |
| | 34 | 利用施設維持補修事業 | 8,302 | |
| | 35 | 中国自然歩道管理事業 | 3,370 | |
| | 36 | 国定公園施設整備事業 | 41,251 | |
| 商工労働部 | 企業立地推進室 | 37 | 団地等立地促進資金（企業立地資金貸付基金積立金） | 500,000 |
| | 新産業振興課 | 38 | 次世代産業クラスター形成事業 | 89,993 |
| | | 39 | 水素利活用促進事業 | 35,000 |
| 経営金融課 | 40 | 再生可能エネルギー導入資金 | 831,000 | |
| 農林水産部 | 農林水産政策課 | 41 | 森林バイオマスエネルギー活用促進事業 | 262,557 |
| | 農業振興課 | 42 | 環境保全型農業直接支援対策事業 | 14,695 |
| | | 43 | 需要対応型産地育成事業 | 330,000 |
| | 農村整備課 | 44 | 農業用小水力エネルギー等活用促進事業 | 14,000 |
| | | 45 | 農業集落排水事業 | 168,112 |
| | 畜産振興課 | 46 | 強い畜産生産拡大事業（資源循環型畜産経営関係） | 3,251 |
| | 森林企画課 | 47 | 森林づくり活動支援事業 | 5,000 |
| | 森林整備課 | 48 | 豊かな森林づくり推進事業 | 9,677 |
| | 水産振興課 | 49 | 藻場漁場生産力緊急対策事業 | 5,489 |
| | 漁港漁場整備課 | 50 | 水域環境保全創造事業 | 66,627 |
| | | 51 | 市町営漁業集落環境整備事業 | 44,340 |
| | | 52 | 地域水産物供給基盤整備事業 | 383,500 |
| 土木建築部 | 道路整備課 | 53 | 舗装補修事業 | 926,102 |

| | | | | |
|------|-----------|----|--------------------------------------|------------|
| | | 54 | 交通安全施設整備事業(道路建設課分もあり) | 3,699,150 |
| | | 55 | 電線共同溝整備事業 | 138,600 |
| | 都市計画課 | 56 | 街路事業 | 3,068,664 |
| | | 57 | 流域下水道整備事業 | 650,500 |
| | | 58 | 過疎地域下水道代行事業 | 126,000 |
| | | 59 | 都市公園整備事業 | 887,001 |
| | 河川課 | 60 | 広域河川改修事業、総合流域防災事業 | 2,670,080 |
| 教育庁 | 社会教育・文化財課 | 61 | 国指定文化財保存活用事業 (特別天然記念物八代のツル再生支援事業) | 4,950 |
| 警察本部 | 交通規制課 | 62 | 交通事故防止施設総合整備事業 | 1,155,329 |
| | | | 監査対象予算額合計 | 18,640,990 |
| | | | 平成26年度環境保全対策関係予算額合計 | 20,766,486 |

(3) 選定理由

現在、わが国は、東日本大震災後の電力需給対策としての省エネ及び節電の徹底のみならず、新たな課題として、再生可能エネルギー導入の加速化、地球規模の温暖化対策への対応、リサイクルの促進など、今後の社会を見据えた対応が求められているところである。また、環境問題では、公害のような人によって生み出された物質による人間社会への影響を取り上げることが多いが、山口県は、中央部には中国山地が走り、三方は日本海、響灘、瀬戸内海と海に面し、多彩で豊かな自然を有している。この自然のままの状態を今後どのように維持していくかということは、県民の生活を豊かにするためにも重要なことである。

山口県では、上述したような東日本震災後の変化などを踏まえて、平成16年3月に改定した「山口県環境基本計画」に対して、環境をめぐる情勢の変化に的確に対応し、山口県の地域特性や産業特性を活かした独自の取り組みを一層推進するため、平成25年10月に「第3次山口県環境基本計画」を策定した。この「第3次山口県環境基本計画」ではさまざまな施策を展開しているが、次のような位置づけから「重点プロジェクト」を設け、積極的に取り組むこととしている。

「本計画の基本目標である【健全で恵み豊かな環境の保全と創造】の実現を目指し、計画に掲げる施策展開の方向のもと、様々な施策・事業を総合的に進める中、今日の重要な環境問題を踏まえ、県として、より積極的に取り組むものを【重点プロジェクト】として位置づけ、推進します。なお、環境行政を巡る情勢の変化に的確に対応するため、計画の改定に関わらず、必要に応じて見直しを行い、関連施策・取り組みへの反映に努めることとします。」と記載されている。

以上のことから、この「第3次山口県環境基本計画」の施策の目指す目的に沿った体制が

整備され、かつ事業が執行されているか、さらに各事業は期待された成果を上げているかといった観点から監査をすることは有用である。また、環境対策に関する事務が法令規則などに則り、しかも経済性や効率性が発揮されているかという観点から検証することは、それが県民の安全や安心にも直結することでもあるため、特に県民の関心は高いものであると考える。

従って、環境対策にかかる事業について監査を行うことは有意義であるため、本年度の監査のテーマとして選定した。

3 監査の着眼点

監査は、以下のような観点から実施した。

(1) 法令等への準拠について

監査の対象である事業に関する事務は、法令等に準拠しているか否かを検討した。

(2) 事業の有効性について

① 環境基本計画と事業の整合性

個々の事業について、環境基本計画に定める施策に結び付けられているか、また、全体として環境基本計画と整合しているか否かを検討した。

② 事業目的とその効果の関連性

ある事業を実施することによって期待された効果が達成されているか否かを検討した。

③ 指標による効果の測定

地方自治体が実施する事業の有効性を検討する場合、数値化された指標に基づいて行うのが効果的である。従って、指標そのものが目標として妥当であるか、また、指標そのものの達成状況はどうか、さらに、それが県民に十分に公表されているか否かを検討した。

④ 実施した事業の結果の翌年度以降への反映

事業は、その効果を測定するのみでなく、その結果をどのように翌年度以降の環境施策に生かしているかを検討した。

(3) 事業の効率性、経済性について

事業は、効率性（同じ予算でも高い成果を達成すること）や経済性（より少ない予算で目標を達成すること）のもとに行われる必要がある。従って、事業における事務の執行に非効率な部分がないか、また、事業を実施する上で最も経済的な方法が選択されているか否かを検討した。

4 監査の方法

主な監査の方法は以下の通りであるが、実際には各事業においてこれ以外の手続きを実施している場合があり、それは各事業の報告書において監査要点と実施した手続に記載している。

- (1) 所管課の担当者にヒアリングを実施し、事業内容を確認した。
- (2) 契約に当たり入札が行われている事業については、入札に関する書類を検討した。
- (3) 委託事業については、委託契約書、仕様書、実績報告書等を検討した。
- (4) 補助事業については、補助金交付要項、実績報告書等を検討した。
- (5) 融資事業については、貸付要綱、取扱金融機関からの報告書等を検討した。

5 監査の実施期間

平成 27 年 6 月 15 日から平成 28 年 2 月 16 日まで

6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

第 1 監査の結果及び意見の総括的事項

第 3 次山口県環境基本計画（平成 25 年 10 月）に定める 7 つの施策体系の各事業について、一定の抽出基準に基づいて監査を実施した。

1 各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳

各事業ごとの指摘事項及び意見の件数の内訳は以下の通りである。なお、指摘事項及び意見がなかった事業については、記載を省略している。

| NO | 事業名 | 指摘事項 | 意見 | 合計 |
|----|----------------------|------|----|----|
| 1 | 再生エネルギー普及啓発事業 | | 3 | 3 |
| 2 | 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業 | | 1 | 1 |
| 3 | くらしの省エネ促進事業 | | 1 | 1 |
| 4 | E V 等次世代自動車利活用促進事業 | | 1 | 1 |
| 5 | 農業用小水力エネルギー等利活用促進事業 | 1 | | 1 |
| 6 | 産業廃棄物適正処理推進事業 | | 1 | 1 |
| 7 | 海岸漂着物地域対策推進事業 | | 2 | 2 |
| 8 | 舗装補修事業 | 1 | 1 | 2 |

| | | | | |
|----|----------------------------|---|---|---|
| 9 | 鳥獣保護推進事業 | | 2 | 2 |
| 10 | 鳥獣被害防止対策事業 | | 1 | 1 |
| 11 | 鳥獣保護区等設置事業 | 2 | 2 | 4 |
| 12 | 豊かな森林づくり推進事業 | 2 | 2 | 4 |
| 13 | 藻場漁場生産力緊急対策事業 | 4 | | 4 |
| 14 | 広域河川改修事業・総合流域防災事業 | 1 | | 1 |
| 15 | 大気汚染監視指導事業 | | 1 | 1 |
| 16 | 大気監視施設管理事業 | | 2 | 2 |
| 17 | 有害大気汚染物質監視指導事業 | | 1 | 1 |
| 18 | 水質環境保全推進事業 | | 1 | 1 |
| 19 | 公共用水域水質調査事業 | | 1 | 1 |
| 20 | 水質環境監視事業 | 1 | 2 | 3 |
| 21 | 水質土壌汚染対策指導事業 | 1 | 1 | 2 |
| 22 | ダイオキシン類削減対策総合調査事業 | 2 | | 2 |
| 23 | 水域環境保全創造事業 | | 2 | 2 |
| 24 | 地域水産物供給基盤整備事業 | 3 | | 3 |
| 25 | 過疎地域下水道代行事業 | 1 | | 1 |
| 26 | 再生可能エネルギー関連設備導入支援事業 | 2 | 1 | 3 |
| 27 | 循環型産業育成推進事業 | | 2 | 2 |
| 28 | 強い畜産生産拡大事業(資源循環型肉用牛経営育成事業) | 3 | | 3 |
| 29 | やまぐちスロー・ツーリズム推進事業 | | 2 | 2 |
| 30 | I S O環境やまぐち高度化事業 | | 1 | 1 |
| 31 | やまぐち自然環境学習推進事業 | | 2 | 2 |
| 32 | きらら浜自然観察公園管理運営事業 | 1 | 2 | 3 |
| 33 | 自然公園保護管理事業 | | 2 | 2 |
| 34 | 利用施設維持補修事業 | | 1 | 1 |
| 35 | 中国自然歩道管理事業 | | 5 | 5 |
| 36 | 国定公園施設整備事業 | | 1 | 1 |
| 37 | 森林づくり活動支援事業 | | 1 | 1 |
| 38 | 電線共同溝整備事業 | 1 | 1 | 2 |
| 39 | 地球にやさしい環境づくり融資事業 | 1 | 1 | 2 |
| 40 | やまぐちさわやかエコネット利用促 | | 2 | 2 |

| | | | | |
|--|-----|----|----|----|
| | 進事業 | | | |
| | 合 計 | 27 | 52 | 79 |

(*) 上記の表に掲げる指摘事項とは、財務の執行、経営に関する事業の管理において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見について

(1) 報告日付の明確化等について

(指摘事項：合規性)

「工場排水調査実施要領」には、各健康福祉センターから環境政策課への報告様式及び報告期日が定められている。しかし、各健康福祉センターから報告された日付が明確でないものがあり、また、一部について報告期日を超えて報告書が提出されているものもあった。適時に環境政策課が把握できるよう、報告期日については要領を順守すべきである。

さらに、同要領では「健康福祉センターは排水基準違反及びそのおそれを把握した場合には、ただちに環境政策課へ情報提供すること」となっている。しかし、健康福祉センターが調査した結果、排水基準違反であるものについて、環境政策課への情報提供が4か月を超えていたものがあった。県民の生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、環境政策課において事業の管理を行う上では要領通りに「ただちに」情報提供がなされる必要がある。

(水質土壌汚染対策指導事業 担当課：環境生活部 環境政策課)

3 その他の指摘事項、意見について

(1) 地球にやさしい環境づくり融資事業について

①環境保全に関する啓発活動について

(意見：有効性)

平成26年度の各融資枠と利用実績は以下の通りである。

(単位：千円)

| 平成26年度 融資名 | 融資枠 | 利用実績 |
|------------------------|-----------|---------|
| 地球にやさしい環境づくり融資（中小企業向け） | 725,000 | — |
| 同（個人向け） | 75,000 | 10,400 |
| 住宅太陽光発電システム等整備資金 | 1,200,000 | 132,430 |
| 合計 | 2,000,000 | 142,830 |

融資利用実績は融資枠に対して少額であり、特に中小企業向けの地球にやさしい環境づくり融資において、平成26年度は実績がゼロという状況である。これは、

公害防止や産業廃棄物処理の対象施設における整備の必要性がなかったということである一方で、地球温暖化対象施設の整備促進も進まなかったということも示している。前者は対処的なものであるのに対して後者は発展的なものであり、環境保全を進める目的からすると利用されることで初めて目的が達成されると言える。

そこで、広く本事業の趣旨や制度を周知させ必要な融資の利用を促進させることを検討すべきである。特に、山口県の温室効果ガス排出量は直近の公表値では平成 24 年度は対平成 17 年度比で全体として削減されているものの、民生（家庭）部門では増加という結果が出ている。産業界は自助努力により環境対策を講じているが一般世帯においてはまだまだ環境対策への意識が低く、世帯数増加も相まって温室効果ガス排出量が増加することとなった。各世帯で本事業の利用世帯が広まり太陽光発電の設置が促進されるなどすれば、県全体で環境保全や地球温暖化対策が一層進むと考える。

また、低公害車について通常のガソリン車とハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車のそれぞれについて導入費用や走行費用、CO₂ 排出量を一覧化して一目見て低公害車にメリットがあることを訴求するなどの PR を検討すべきである。

例えば、現在、次世代自動車ガイドブック（環境省、経産省、国交省）により、次世代自動車毎の導入費用や燃費、CO₂ 排出量等が示されているが、その性能を通常のガソリン車と一見して比較できる PR 資料がない。低公害車、特に CO₂ の排出がより少ない電気自動車などの次世代自動車については、国の各種計画等に目標が定められ、導入補助金など普及を促進していることから、これらの情報や車両の環境性能等の比較データ等の情報を県から県民へ提供することで、融資を利用してでも低公害車を導入しようとする動きが加速度的に高まる可能性がある。

（担当課：環境生活部 環境政策課）

(2) 補助金を受ける補助事業者の見積合わせの必要性について

（意見：経済性）

地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業の目的は、複数の企業・住宅が連携したエネルギーの有効活用システムの導入を支援し、本県初のスマートコミュニティリーディングモデルの構築を目指すことにある。モデルとなった工業団地の事業者等が平成 24 年度に実施した FS 調査において、エネルギー監視システム（以下、「システム」という）の基本設計や実証試験を行っている。そこに A 者が参画し、山口県産業技術センターの支援を受けてシステムを開発した。そのため、工業団地内の補助事業者は、A 者製のシステムを当然のこととして導入しており、システム選定にあたって見積合わせを行っていない。また、本事業の交付要綱ではシステムの選定に見積合わせを求めるなどの規定をしていないため、現在の状況では県はシステム選定の方法まで指定

できない。

しかしながら、今後は経済性等の観点から補助事業者が複数の業者の見積合わせを
求めるよう、全庁的な観点からも事業自体の交付要綱を改定することが必要である。

用語解説：FS 調査

プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討することで、採算性調査、投資調査、企業
化調査などと呼ばれる。

Feasibility Study (フィジビリティ・スタディ)

(担当課：環境生活部 環境政策課)

(3) 鳥獣保護員の選任状況の改善について

(意見：有効性)

鳥獣保護員とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 78 条及び山口県鳥獣保
護員設置要綱（以下「要綱」という）に基づき、非常勤職員として知事が任命している。

平成 25 年度の萩農林事務所における鳥獣保護員の状況は、以下の通りである。

| NO | 担当区域 | 氏名 | 年齢 | 新・再 | 活動期間 | |
|----|-------|----|----|-----|---------|-------|
| 1 | 旧萩市 | A | 72 | 再 | S50.4.1 | 39 年間 |
| 2 | 旧川上村 | B | 73 | 再 | H23.4.1 | 3 年間 |
| 3 | 旧田万川町 | C | 61 | 再 | H25.4.1 | 1 年間 |
| 4 | 旧むつみ村 | D | 78 | 再 | H12.4.1 | 14 年間 |
| 5 | 旧須佐町 | E | 69 | 再 | H21.4.1 | 5 年間 |
| 6 | 旧旭村 | F | 70 | 再 | H22.4.1 | 4 年間 |
| 7 | 旧福栄村 | G | 66 | 再 | S60.4.1 | 29 年間 |
| 8 | 阿武町 | H | 67 | 再 | H22.4.1 | 4 年間 |

(出所：自然保護課)

鳥獣保護員の要件としては、鳥獣保護管理員設置要綱（以下、「設置要綱」という）第
3 条第 1 項の厳格な規定による要件から適当と認める者を任命しているが、「熱意、人格、
指導力、行動力」など定性的な判断基準が含まれる。なお、現実の人選にあたっては、各
農林事務所長が、狩猟免許所有者等の中から、市町担当者及び地区猟友会事務局等の意見
を参考に選定し、直接本人へ意向確認を行っている。また、会社勤務の場合など時間的制
約等があることから本人の承諾を得られないケースも多く、必然的に 65 歳以上の鳥獣保
護員が主体となっているのが現状である。加えて、山陰地区の地域特性や狩猟者等の減
少・高齢化が進んでいることから、鳥獣保護員の高齢化や活動期間が長期に亘ることも十
分理解しえることではある。

しかしながら、活動期間が 39 年の保護員や 29 年の保護員など、超長期に亘る人がいる一方で、活動期間が 1 年の人もいる。また、設置要綱では、鳥獣保護員の年齢を原則として 25 歳以上 65 歳未満（但し、農林事務所長が認める場合にはその限りではない。）と規定しているが、実際には規定年齢をはるかに超えた 78 歳の人もある。確かに「熱意、人格、指導力、行動力」という判断基準は重要と考えるが、一方で人は育てるもの、という姿勢も重要であるとする。しかも、特定の個人に報酬である県費が固定化していることも事実である。従って、予め、複数名の将来の鳥獣保護員になりえる方を事前に人選しておく等の対応を考える必要がある。

（鳥獣保護区等設置事業：担当課：環境生活部 自然保護課）

（4）一般県民が理解しやすい調査結果の公表について

（意見）

大気汚染監視指導事業は主として大気汚染を防止するため、（ア）工場等事業者が事業活動において排出するばい煙、揮発性有機化合物、（イ）建築物等の解体等に伴う粉じん（アスベスト）の排出等の規制、（ウ）酸性雨調査を実施することを目的としている。

（ア）、（イ）については、事業者が指導対象となっており、適切な検査及び指導がなされているかどうかは事業の要となるが、（ウ）と合わせて、その結果を適時かつ正確に公表して初めて県民の生活の安心・安全に資することを考えると、情報公開も重要な事業と位置付けられると考える。

平成 26 年度については、「環境の状況及び環境保全に関する施策についての報告」を平成 26 年 9 月の県議会定例会で行い、「環境白書」への記載をもって情報公開と位置付けているが、（ウ）である酸性雨調査について、測定地点と測定値を公表したのみで専門知識のない一般県民にはその影響を判断できるものではない。

一般県民の安心・安全を確保し、事業に対する理解を得るためには、現在、毎年公表されている調査結果について、記載内容を充実させるとともに、よりわかりやすい表現を用いるなど、一般県民が理解しやすい形での公表が望まれる。

（担当課：環境生活部 環境政策課）

第 2 監査の結果及び意見の個別的事項

第 3 次環境基本計画では施策の展開として、Ⅰ 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進、Ⅱ 循環型社会の形成、Ⅲ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全、Ⅳ 大気・水循環等の保全、Ⅴ 環境関連産業の育成・集積、Ⅵ 環境に関する人づくり・地域づくりの推進及びⅦ 共通的・基盤的施策の推進に分類しているため、それに従って事業を分類し外部監査を実施した。

I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

1 再生可能エネルギー普及啓発事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：県民、事業者への再生可能エネルギーの導入を促進する。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 再生可能エネルギー普及啓発事業による事業効果について（意見）
- ② 再エネコーディネーターの業務内容について実施報告書での開示について（意見）
- ③ 業務仕様書の記載について（意見）

2 地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：複数の企業・住宅が連携したエネルギー有効活用システムの導入を支援し、本県初のスマートコミュニティリーディングモデルの構築を目指す。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 補助事業者が実施する見積合わせについて（意見）

3 暮らしの省エネ促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：「低炭素社会」構築に向けた、家庭や事業所等民生部門における対策として、県民、事業者、行政等からなる全県組織の「環境やまぐち推進会議」や地球温暖化対策地域協議会を推進母体に、取り組みやすく CO2 削減効果の高い県民運動を展開するとともに、山口県地球温暖化防止活動推進センターと連携・協力し、県民力・地域力を活用した実践活動の定着・促進を図る。

(2) 指摘事項及び意見

①（意見）

山口県地球温暖化対策実行計画で、温室効果ガス排出量を 2020 年度において 2005 年度（基準年度）の 13.4%削減を目指すという大きな目標は掲げられている。しかしながら CO2 削減県民運動キャンペーンについて、省エネ・エコポイントキャンペーンを除き、目標が設定されていない。各取組について目標を設定し、実績との対比を検討するべきである。

4 EV等次世代自動車利活用促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： EV充電インフラ整備計画に基づく充電器の設置を推進するとともに、EV等の利活用を促進することで、地球温暖化対策はもとより、蓄電池メーカー等の県内産業の振興や観光ブランド力の増強、ガソリンスタンド過疎地の中山間地域対策等を幅広く展開する。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 山口県EV充電インフラ整備計画について（意見）

5 森林バイオマスエネルギー活用促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農林水産政策課
- 事業目的： 森林の整備や地域におけるエネルギー地産・地消を推進するため、間伐材等のエネルギー利用に必要な機械施設の整備を支援するとともに、未利用森林資源の低コスト収集・運搬・燃料化システムの実証等に取り組む。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6 農業用小水力エネルギー等活用促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農村整備課
- 事業目的： 農業用ダムや水路等の小水力エネルギーを活用し、土地改良施設等の維持管理費の軽減を図る取組を支援する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①簡易型小水力発電利活用実証事業の再委託について

(指摘事項)

簡易型小水力発電利活用実証事業については、簡易型実証に係る業務委託として、山口県農業用水小水力発電推進協議会（以下、「協議会」という。）へ7,749千円を業務委託している。また、協議会は当該委託業務のうち、山口県土地改良事業団体連合会（以下、「連合会」という。）へ7,344千円を再委託している。再委託の理由については、連合会は協議会の構成員であり、協議会の中で調査研究の分野を担う組織である。このため、協議会は協議会の役割分担の中で、該当する業務内容を連合会へ再委託したものである。また、本業務は同じく協議会の構成員である市町や土地改良区等と共同して取り組むことで、円滑な執行が可能となり、波及効果も見込まれることから協議会を委託先としたものであ

る。

ただ、再委託の取り扱いについては、山口県会計管理局長が発出した「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」（平 23 会計第 321 号 平成 23 年 10 月 3 日）において、適正な履行を確保するため、以下のような指示がなされている。

ア 一括再委託の禁止

契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

イ 再委託の承認申請

契約の相手方が再委託を行う場合、あらかじめ、次の事項を記載した承認申請書を契約の相手方に提出させること。

- ・再委託をしようとする相手方の商号又は名称及び所在地
- ・再委託を行う業務の範囲
- ・再委託をする理由
- ・再委託に係る契約金額
- ・その他契約担当者が必要と認める事項

ウ 再委託承認の審査

契約担当者は、再委託を承認するかどうかの判断するに当たっては、競争入札等審査会において、主として次の事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこと。

- ・再委託を行う合理的な理由があるかどうか。
- ・再委託の相手方が再委託をされる業務を履行する能力があるかどうか。
- ・契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することを理由に競争性のない随意契約をした場合において、再委託をしようとする業務に当該技術が含まれているなど、競争性のない随意契約によることとした理由と不整合にならないか。
- ・その他契約担当者において必要と認める事項

と明記されている。

しかしながら、当該事業の委託契約についてはイ及びウの手続きを実施せずに再委託を行っている。適正な履行を確保するために定められた手続きを行い、競争入札等審査会の承認を得たうえで再委託を行うべきである。

II 循環型社会の形成

1 産業廃棄物適正処理推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
- 事業目的：産業廃棄物の適正処理の推進・促進

①政令市を含む市町との連携による全県的な適正処理推進体制の構築・

拡充強化

- ②不適正処理の未然防止・早期発見のための体制づくりと措置
- ③有害物質の適正処理の推進
- ④適正処理促進に資する情報基盤の整備
- ⑤優良な処理事業者等の育成強化

(2) 監査の結果及び意見

①購入した監視カメラの未利用について

(意見)

県は、平成 26 年度中に不法投棄多発地点における監視活動強化のために、監視カメラを 8 台購入している（合計 4,782 千円、1 台あたり 597 千円）。監視カメラの購入は、産業廃棄物行政について県と同等の権限を有している下関市で監視カメラを設置し、監視活動を行っていることから、下関市と一体となった全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図ることを目的として購入したものである。

購入した監視カメラの活用状況を健康福祉センターごとにまとめると下記の通りである。

不法投棄防止監視カメラの活用状況（平成 27 年 1 月～平成 27 年 11 月時点）

| HC別 | H27 年 活用回数 | H27 年 活用期間 | 活用結果 |
|-----|---------------|---------------|-----------------------|
| 岩 国 | 3 回 | 1～2 月/回 | 設置後、新たなゴミの不法投棄がなくなった。 |
| 柳 井 | 2 回 | 1～2 月/回 | 設置後、不法投棄は減少している。 |
| 周 南 | 2 回 | 1 月/回 | 設置後、不法投棄は減少している。 |
| 山 口 | なし | | |
| 宇 部 | 2 回 | 6 月/回 | 違反疑の確認、住民・地元自治会等へアピール |
| 長 門 | なし | | |
| 萩 | 1 回 | 1 月/回 | 設置後、不法投棄はなくなった。 |

平成 27 年 11 月時点においても活用実績のない健康福祉センターが山口と長門の 2 か所ある。設置場所の選定には、設置場所の土地・建物の所有者の協力が得られないことや、設置場所として適している場所が少ないこと等を勘案しても、平成 26 年度に予算計上して 8 台購入する必要があったかについて疑念が生じる。設置の見込みが高い場所に試験的に導入し、監視カメラ設置の効果を検証し、監視カメラの設置効果が高いと判断された後に、追加購入するなどの検討が必要であったと考える。

2 海岸漂着物地域対策推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課

- 事業目的： 海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法の規定による山口県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、地域住民、民間団体、市町及び県等が連携、協力して実施することとしており、県・市町の管理海岸における海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、地域住民や民間団体によるボランティア活動を支援・促進することにより、発生抑制の意識啓発を図る。

(2) 指摘事項及び意見

- ①「調査」により得られたデータ等の活用について（意見）
- ②ボランティア参加人数及びごみ回収量の目標値設定について（意見）

3 舗装補修事業

(1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 道路整備課
- 事業目的： 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(2) 指摘事項及び意見

- ①交通量の調査について（意見）
- ②予定価格の決定伺いに対する決裁日の記入漏れについて（指摘事項）

Ⅲ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

1 鳥獣保護推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：・第11次鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の積極的な保護推進を図り、県民に対して野生鳥獣との共生の重要性について普及啓発を行う。
 - ・傷病鳥獣については、毎年、相当数が搬送されており、県民の愛護思想の高まりに対処するため、引き続き県鳥獣保護センターの機能強化を図る。
 - ・平成27年度に再指定予定の鳥獣保護区における鳥獣保護区等指定効果測定調査を平成26年度に実施する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①愛鳥モデル校育成事業について（意見）

愛鳥モデル校として指定された小中学校に対して、野鳥愛護のための学習活動等を奨励するため、毎年度予算の範囲内で活動に要する機材を贈る事業である。毎年度予算は、指定初年度が40千円、指定第2年度が30千円、指定第3年度が20千円となっている。なお、「愛鳥モデル校育成事業実施要領」においては、活動は①野鳥愛護のための学習活動、野外活動、②野鳥観察又は探鳥会の開催、③その他これに類する活動となっている。しかし、報償費（活動の奨励費）とし

ての性質があるため、要領においてはどのような活動を行うかについて山口県が確認をする旨は規定されていないことから、どのような活動を指定された小中学校が行ったのかは把握されていない。

当事業は、野鳥をはじめ自然を大切にすることを趣旨としている。したがって、当該事業で重視されるべきは、機器を与えることではなく、与えられた機器によりどのような活動を行い、結果、幼年少期に野鳥をはじめ自然を大切にすることを醸成されるのかであると考え。

与えられた機器により実施要領記載の活動が行われるよう併せて講師の派遣等を行うことや、報償費の十分性を含めて、児童・生徒が愛鳥活動を通じて自然の仕組みについてより理解を深めることが出来る事業となることが望まれる。

②愛鳥行事事業について（意見）

平成26年度の探鳥会（平成26年5月10日開催）は、参加人数が21名と少数であった。また、開催チラシは小中学校を中心として713通を配布している。県主催としての愛鳥推進のためには、参加人数をより増やすための施策を考えるべきであり、周知の方法を含めて実施内容の再検討及び開催チラシの記載内容の検討を行う必要がある。

2 鳥獣被害防止対策事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：平成23年度からの鳥獣被害防止総合対策により、農林業被害額が減少しているが、依然として野生鳥獣による農林業被害が深刻な状況にあることから、市町や猟友会等と連携し、捕獲の担い手の確保・育成を図るとともに、狩猟期における捕獲を推進することにより、野生鳥獣による被害防止を図る。あわせて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画に定める目標の達成を図る。

(2) 指摘事項及び意見

①若手担い手者数の確保についての目標人数の設定について（意見）

3 ツキノワグマ保護管理対策事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：西中国山地のツキノワグマは絶滅が危惧されているため保護が必要であるが、一方で、ツキノワグマは人里周辺に出没し、人身被害の恐れや農作物被害が発生していることから、地域の理解と協力を得ながらクマと共生していく道を模索する必要があるため。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

4 鳥獣保護区等設置事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：多様な野生鳥獣の生息環境保全を図る。

(2) 指摘事項及び意見

① 違法捕獲の状況について（意見）

違法捕獲とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）では、原則として、野生の鳥獣を捕獲することを禁止しているにもかかわらず、その法律に違反して捕獲することである。

山口県の過去5年間の法令違反件数の推移と平成23年度都道府県別の法令違反件数の明細は、以下のとおりである。

(ア) 山口県の件数の推移

| 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数（*） | 7 | 3 | 5 | 3 | 6 |

（出所：自然保護課）

*この数値は当該年度に検挙された件数であり、検察庁又は裁判所における決定が次年度以降になされた件数も含む。

(イ) 平成23年度 都道府県別鳥獣保護及び狩猟に関する法令違反の件数の明細

| | 都道府県名 | 件数 | | 都道府県名 | 件数 | | 都道府県名 | 件数 |
|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| 1 | 北海道 | 16 | 17 | 石川 | 2 | 33 | 岡山 | 2 |
| 2 | 青森 | 1 | 18 | 福井 | - | 34 | 広島 | 3 |
| 3 | 岩手 | 3 | 19 | 山梨 | - | 35 | 山口 | 3 |
| 4 | 宮城 | 1 | 20 | 長野 | - | 36 | 徳島 | 2 |
| 5 | 秋田 | 2 | 21 | 岐阜 | 23 | 37 | 香川 | 2 |
| 6 | 山形 | 3 | 22 | 静岡 | 53 | 38 | 愛媛 | 20 |
| 7 | 福島 | 1 | 23 | 愛知 | 7 | 39 | 高知 | 36 |
| 8 | 茨城 | 1 | 24 | 三重 | 3 | 40 | 福岡 | - |
| 9 | 栃木 | 42 | 25 | 滋賀 | 1 | 41 | 佐賀 | - |
| 10 | 群馬 | - | 26 | 京都 | 20 | 42 | 長崎 | - |
| 11 | 埼玉 | 18 | 27 | 大阪 | - | 43 | 熊本 | 1 |
| 12 | 千葉 | 3 | 28 | 兵庫 | 3 | 44 | 大分 | 1 |
| 13 | 東京 | - | 29 | 奈良 | 24 | 45 | 宮崎 | 4 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|-----|---|----|-----|-----|
| 14 | 神奈川 | 13 | 30 | 和歌山 | 3 | 46 | 鹿児島 | 4 |
| 15 | 新潟 | 4 | 31 | 鳥取 | 1 | 47 | 沖縄 | - |
| 16 | 富山 | - | 32 | 島根 | - | | 合計 | 326 |

(出所：環境省ホームページ)

狩猟免許の保持者に対する法令違反の防止の取組については、毎年狩猟登録時に狩猟者に配布している「狩猟読本」に法令遵守についてわかりやすく記載されているので、これを熟読するよう指導している。また、各農林事務所で行う3年に一度の狩猟免許更新時に狩猟違反防止に向けて講習を実施し、(一社)山口県猟友会の地区猟友会長・事務担当者会議等において、ことある毎に狩猟者を対象に違反防止の啓発を図っている。

一方、(一社)山口県猟友会においても狩猟指導員を設置し、狩猟現場において違反・事故がないよう指導、さらに事故防止対策事業を実施し、技術の向上や法令遵守に取り組んでいる。機関誌「猟友やまぐち」においても「銃猟事故の防止マニュアル」等により事故防止に向けての啓発が図られている。

ただ、狩猟免許保持者以外の一般県民については、鳥獣保護法の理解が充分ではないと思われ、法に違反する虞がないとは言えない。従って、法令違反件数が零の都府県が47都道府県中12都府県(25.5%)もあることから、山口県としても法令違反件数が零となることを目指して、狩猟免許保持者への指導のみならず、鳥獣保護思想の普及を含めた一般県民の鳥獣保護法への十分な理解が得られるよう、県のホームページ、広報誌等を通じて県民へ情報発信していただきたい。

- ② 鳥獣保護員が提出する業務内容報告書の期限後提出について(指摘事項)
- ③ 鳥獣保護員に対する研修計画について(指摘事項)
- ④ 鳥獣保護員の選任状況の改善について(意見)

5 野生鳥獣適正管理事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：ニホンジカの適正生息頭数を維持するため。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

6 放鳥事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的：ヤマドリ及びキジの生息数は急速な減少傾向にあり、積極的な保護繁殖

を図るとともに、狩猟資源を確保するために増殖事業を実施する。
ヤマドリ及びキジの放鳥については、既に生産体制が確立されており、鳥
獣保護事業計画に沿って放鳥を行う。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

7 生態系保全対策促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 山口県の豊かな自然環境を保全するため、地域主体による保全活動を推進するとともに、生態系等に深刻な影響を及ぼす特定外来生物について、防除実施計画を策定する。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

8 環境保全型農業直接支援対策事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農業振興課
- 事業目的： 農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっている。このため、農業者等が化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取り組みとセットで、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行うことを事業目的としている。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

9 需要対応型産地育成事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農業振興課
- 事業目的： 安心・安全な農産物の生産・供給の強化に向け、意欲ある法人等への JGAP（*）導入を推進するとともに、エコやまぐち農産物の生産を拡大する。

用語解説：JGAP（*）

食の安全や環境保全に取り組む農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準であり、認証制度である。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の 1 つである。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

10 豊かな森林づくり推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 森林整備課
- 事業目的： 全国に先駆けて実施している公益森林整備事業などの取り組みを確実にするために、事業実施箇所におけるフォローアップを行うとともに、本県の森林の特性等を踏まえた豊かな森林づくりを進めるための先進的な事業等を実施して、これからの森林づくりに必要な新たな提案等を行う。

(2) 指摘事項及び意見

(指摘事項)

監査を実施した結果、次のような手続上の不備があった。

①長門市に行った補助事業について

長門市提出の事業は、計画段階では実施期間が1月19日から3月31日であったが、実際の実施期間は1月19日から3月23日となっており、「事業成績書」の提出も3月23日となっていた。「豊かな森林づくり推進事業補助金交付要綱」では、「事業成績書」を遅くとも3月20日までに提出するよう規定されており、計画段階から期間の設定が要綱に適合しないため、長門農林事務所は市に対して適切な提出がなされるように指導する必要がある。

②下関農林事務所で実施された委託事業について

下関農林事務所で実施された「公益森林整備事業地のフォローアップ事業」の実績報告の県知事への提出期限が4月末日（実施要領第7）であるが、実際の報告日は平成27年6月19日であるため提出期限の順守が必要である。

(意見)

①やまぐち森林づくり推進協議会における委員の出席について

やまぐち森林づくり推進協議会は平成26年度3回開催されたが、一度も出席していない委員が12名中1名いた。従来から委嘱する際には、「協議会の目的や開催時期等を事前に説明の上、本人の承諾を得ている」との県の回答であったが、事業採択等に係る審査を行うのであれば、次の改選時には積極的に出席する意思のある方を委員として任命すべきと考える。

②議事録の作成について

また、県では協議会の議事録は作成義務がないとのことであるが、審査決定を行う事項については、議事録の作成は必要な手続きと考えるので、今後検討する必要がある。

11 藻場漁場生産力緊急対策事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 水産振興課
- 事業目的： 藻場はアワビ、サザエ等の餌料の提供をはじめとして、多くの魚介類の産卵・育成の場として極めて重要な役割を果たしている。しかし、平成25年8月、本県沿岸で30℃を超える記録的高水温が発生し、本県の日本海沿岸一帯で多年生藻類が大量枯死したため、早急にその回復を図る。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 業者から入手する業務報告書等について（指摘事項）
- ② 契約締結日の決裁日と委託契約書の契約日の相違について（指摘事項）
- ③ 決裁文書に対する決裁年月日の記入漏れについて（指摘事項）
- ④ 納品書に対する出納員の記名押印漏れについて（指摘事項）

12 広域河川改修事業・総合流域防災事業

(1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 河川課
- 事業目的： 広域河川改修事業・総合流域防災事業は、河川の流下能力を向上させ水害等から人命・財産等を守ることを目的とした事業である。広域河川改修事業は規模の大きいもの、総合流域防災事業は規模の小さいものが対象である。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 請負工事の中間前払金について（指摘事項）

IV 大気・水環境等の保全

1 大気汚染監視指導事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： ・大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく届出の受理、排出基準の遵守状況等の監視指導を行い、大気環境保全を図ることにより県民の安心・安全を確保する。
・酸性雨の経年的な状況把握と環境保全上の対策に資するため、山口市（環境保健センター）において酸性雨（湿性降下物）の調査を実施する。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 事業の実施状況について（意見）

2 大気監視施設管理事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： 大気汚染状況を常時監視することにより、環境基準の達成状況の把握、短期高濃度汚染の把握、大気汚染防止対策効果の確認等、大気環境管理を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 大気汚染測定機器の更新について（意見）
- ② 大気汚染測定機器の管理について（意見）

3 石綿健康被害救済対策事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： 国は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る目的で「石綿による健康被害の救済に関する法律」を平成18年2月10日に公布(3月27日施行)した。この法律に基づく石綿健康被害救済基金は、政府から交付された資金、地方公共団体から拠出された資金、事業主から徴収した拠出金をもって充てることとされている。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

4 有害大気汚染物質監視指導事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： 大気汚染防止法（以下「法」という。）第22条により、知事は大気汚染の常時監視と国への結果報告が義務付けられている。（法定受託事務）常時監視の対象は、従来、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質であったが、平成9年に「有害大気汚染物質（工場や自動車などから発生し、長期間吸入することで人の健康リスクが高くなると考えられる物質）」が新たに法に規定され、常時監視の対象となった。このため、県内4地点で国が常時監視の対象とした優先取組物質23物質の測定を実施している。測定物質には、環境基準が定められているベンゼン等4物質、環境省が

指針を定めている 1-2 ジクロロエタン等 8 物質が含まれており、測定結果により環境基準等の達成状況を確認するとともに、県内の有害大気汚染物質排出事業者が取り組む自主管理（排出抑制対策）の効果を測る指標等として有効に利用する。

(2) 指摘事項及び意見

① 分析装置賃借料について（意見）

5 水質環境保全推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：

人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する瀬戸内海では、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準のみでは環境基準の確保が困難である。そのため、国の総量削減基本方針（法第4条の2）に基づき、昭和54年以来、瀬戸内海沿岸府県が7次にわたり総量削減計画・総量規制基準を策定し、水質改善を図っている。（計画期間：5年、対象項目：COD、窒素及びりん）

県は、現在の水質が悪化しないことを目途とする国の総量削減基本方針（瀬戸内海：平成23年6月）に基づき、総量削減計画を策定（平成24年2月）した。本計画では、産業排水対策として、排出水量が50立方メートル以上の事業場ごとにCOD等の汚濁負荷量の規制基準（総量規制基準）を定め立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することとしている。また、これまで水質環境保全推進事業により、事業場からの汚濁負荷量の抑制を図ってきており、近年、CODの水質平均値は概ね減少傾向を示し本事業の成果が見られるが、徳山湾海域等8海域ではCODの環境基準が達成されていないことから（平成24年度）、事業を継続して環境基準の達成を図る。

(3) 指摘事項及び意見

①水質環境保全推進事業の今後の課題について（意見）

6 公共用水域水質調査事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業の目的等： 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第 15 条に基づき、県は公共用水域(海域、河川及び湖沼)及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、環境基準の維持、達成状況について把握する。ここでいう環境基準とは、水質の汚濁について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が設定している（環境基本法第 16 条）。また、県は毎年常時監視の結果を環境大臣

に報告しなければならないほか（法第 15 条第 2 項）、毎年県環境審議会への諮問を経て公共用水域等の水質の測定に関する計画を作成し（法第 16 条）、公共用水域等の水質の汚濁の状況を公表しなければならない（法第 17 条）。

（2）指摘事項及び意見

①平成 25 年度公共用水域水質測定結果について（意見）

7 水質環境監視事業

（1）事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：・海水浴場水質調査

県内 32 地点の海水浴場の水質状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずると共に、その結果を公表しもって県民の安全を確保する。

・生活排水対策

生活排水浄化対策の推進を図る。

・広域総合水質調査

瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、水質汚濁防止対策の効果を把握し、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得る。

（2）指摘事項及び意見

①海水浴場水質調査について

ア 調査の結果及び公開状況について

（指摘事項）

海水浴場水質調査は、県内 43 か所（下関市 11 か所を含む）を海水浴場開設前と開設中に調査し、その結果を記者配布及び県ホームページ上で公開し、利用者の安心・安全を確保している。調査対象地点は、市町、観光協会等が指定した海水浴場であり、調査対象項目は、気温、水温、pH、ふん便性大腸菌群、COD、透明度、油膜の有無及び腸管出血性大腸菌 O157 である。

開設前の県に対する健康福祉センターの検査結果報告の締切日は 5 月 26 日であるが、7 健康福祉センター中 4 健康福祉センターについては、締切日後に報告を行っていた。早期に公開し県民の安心・安全に資するためには、各健康福祉センターは提出期限を順守すべきである。

（意見）

検査結果の報道発表及び県ホームページへの掲載は 6 月 20 日に行われているが、エコネット「やまぐちの環境」「やまぐちの海水浴場」での情報公開は、最初の海開きの 6 月 25 日より 2 日遅い 6 月 27 日となっていた。これは、システム更新日の制約によるためとの説明

を受けたが、少なくとも海開きの前日前までには開示する必要があると考えられる。情報公開の適時性は県民の安心を確保すると同時に観光事業の促進にも通ずると考えられることから、常に県民及び県の利益を意識し改善できる点は改善していただきたいと考える。

②生活排水対策に対する啓蒙活動について（意見）

8 水質土壌汚染対策指導事業

（1）事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： 工場及び事業場から公共用水域（河川、海域等）への排水について、水質汚濁防止法第3条及び県公害防止条例第20条に基づく排水基準の順守状況を確認し、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

（2）指摘事項及び意見

① 報告日付の明確化等について（指摘事項）

② 措置要領に基づく指導等について

（意見）

「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」に従って指導が行われているかどうかについて検討を行った。

平成26年度において、指導又は改善勧告は18件となっている。そのうち、15件について対象工場等は改善計画等を提出しており、かつ、山口県が再調査で基準値を超えていないことを確認している。残りの3件については、改善計画書等は提出済みであるものの平成26年度に再調査を行っていない。再調査を行っていない3件のうち2件については、対象工場等において新たな設備を導入する改善計画となっており、設備の導入が年度内ではないため再調査が出来ないもの、対応は行っているが基準値の変動について季節的な要因が大きいと想定されるため、来年度以降に再調査を行う予定となっているものとなっている。残りの1件については対象工場等が基準に対応するための設備の導入を平成26年11月に行ったにも関わらず、再調査を行っていないものとなっている。「排水基準に違反するおそれのある者に対する措置要領」においては、「…改善措置について必要があると認めるときは立入調査によりその内容を確認しなければならない。」となっている。したがって、全ての改善計画提出の事例について再調査を行うことは予定されていない。平成26年度に関しては、3件の再調査がなされていないものがあるが、改善報告等の提出状況から全体として事業の有効性は確保されている。しかし、有効性をさらに高めるためには、可能な限り改善状況を速やかに調査することが望ましい。改善計画等の提出の後に再調査をしない場合の要件の整理が望まれる。

9 ダイオキシン類削減対策総合調査事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課

環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課（発生源対策のうち廃棄物焼却施設）

- 事業目的： 廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類による環境汚染が社会的な問題となり、本県においては、平成11年6月に「ダイオキシン類対策指針」を策定し、関係課が一体となって総合的な取り組みを進めた。

平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「法」という。）が施行され、環境汚染の防止のため、知事は特定施設の大気基準適用施設等の届出受理や排出基準の監視、大気、水質及び土壌等の環境汚染状況の常時監視調査を義務づけられた。

県民の健康を保護し、生活環境の保全を図り、暮らしの安心・安全基盤の強化を図るため、ダイオキシン類対策指針や法に基づく対応を的確に進め、県民の不安を解消する。

(2) 指摘事項及び意見

①ダイオキシン類排出実態調査事業の入札について

（指摘事項）

県は、発生源施設調査として廃棄物焼却炉のダイオキシン類の測定を業務委託している。委託業者の選定は指名競争入札で実施されたが、1回目の入札の際に最低の入札価格が予定価格を上回っているにもかかわらず、誤って最低価格を入札した業者を落札とした。後日、誤りに気づき1回目の入札に参加した業者に連絡し、入札を再度実施した。2回目の入札に際し予定価格を決定しているが、1回目の入札時の最低価格を予定価格としている。この点について、予定価格の変更等に関する手続きの記録が作成されておらず、事務手続きが十分でない。また、1回目の入札でミスをした経緯をまとめるとともに、どこに原因があったのかを特定し、今後同じようなミスが起きないように対策を立てる必要がある。

（指摘事項）

さらに、執行伺に決裁年月日の記載がなく、競争入札等審査書の審査日の記載も漏れていた。日付は意思決定がなされた日という重要な意味を持つものであり、注意が必要である。

10 環境放射能水準調査事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課

- 事業目的：環境中の放射能や放射線の測定（国委託事業）

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

11 農業集落排水事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 農村整備課
- 事業目的： 農村地域では、農業用水路が生活排水の受入先となっており、食の安全・安心の確保、農業生産の安定、生活環境の向上を図るため、農業振興地域から排出される生活排水処理施設の整備を行う。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

12 水域環境保全創造事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 漁港漁場整備課
- 事業目的： 藻場造成を行うことにより、魚介類の生息環境を整備するとともに藻場の水質浄化機能により海域環境の改善を図る。

(2) 指摘事項及び意見

①他の政策との連携について

(意見)

本事業の目的については、内海中部及び東部への海底に藻礁ブロックの投入により藻場を造成し、海藻による窒素等の固定により海域の環境保全を図ることにある。

漁港漁場整備課では本事業により当該目的を達成することに寄与するものではあるが、環境保全という括りで見ると藻場の造成は抜本的改善にはならず、ヘドロ化の要因を整理し、他部署の政策と連携して根本的な水域環境保全に目を向けるべきである。

②漁獲量改善の定量化について

(意見)

本事業の結果、藻場の造成により魚礁化した海域においてどの程度漁獲量が改善されているかを年度ごとにデータ化して、その効果測定を行うべきである。漁協のニーズとしては水域環境の改善が最終的には漁獲量の増加に繋がることへの期待が窺えることから、県の施策としても当該効果測定及び結果の公表は重要と考える。

なお、光熊毛地区及び大島南部地区については、建網1m当たり漁獲量や漁業者1日当たり漁獲量を試算した数値が報告書に記載されており、これらの数値を活用することも一つの手法であるとする。

13 市町営漁業集落環境整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 漁港漁場整備課

- 事業目的： 地域再生計画の認定を受け、公共下水道や集落排水施設による汚水処理施設の整備を一層推進し、整備により河川や水路等の浄化を進めることで、河川等を身近に感じてもらい、「きれいなまち・萩美化推進制度」での市民ボランティアによる河川等の美化及び保全活動を通じ、水・住環境の大切さを住民意識の高揚に結びつけ、「自然と共生する歴史あるまちづくり」を目指すこと。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

14 地域水産物供給基盤整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課： 農林水産部 漁港漁場整備課
- 事業目的： キジハタ、アワビ、サザエの資源造成と生産効率化のための漁場整備を行い、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図ることを目的としている。

(2) 指摘事項及び意見

- ①支払伺いの原議書の決裁日の記載漏れについて（指摘事項）

15 交通安全施設整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課： 土木建築部 道路整備課
- 事業目的： 円滑で安全な交通環境の確保

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

16 街路事業

(1) 事業の概要

- 担当課： 土木建築部 都市計画課
- 事業目的： 都市の骨格を形成するとともに、都市機能を維持増進させるため。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

17 流域下水道整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課： 土木建築部 都市計画課
- 事業目的： 生活環境の向上、優れた自然環境の保全や河川、海域など公共用水域の

水質の保全等を図る。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

18 過疎地域下水道代行事業

(1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 都市計画課
- 事業目的：周防大島町の久賀地区及び大島地区は、汚水処理施設が未整備である。財政力や技術力が十分でない町に代わって、県が終末処理場及び幹線管渠の整備を行うことにより、過疎地域の下水道整備を促進し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、海域等の公共用水域の水質保全を図る。

(2) 指摘事項及び意見

- ①全ての起案書に対する決裁日の記載漏れについて（指摘事項）

19 交通事故防止施設総合整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課：警察本部 交通規制課
- 事業目的：「山口県交通安全計画」に基づき、交通事故が多発している道路その他特に交通安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設整備事業を推進することにより交通環境の改善を図り、交通事故防止及び交通の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

V 環境関連産業の育成・集積

1 再生可能エネルギー関連設備導入支援事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：民生部門における CO2 排出量の削減や関連産業の振興を図るため、県産製品として登録された再生可能エネルギー関連設備の住宅への導入を支援する。

(2) 指摘事項及び意見

①合規性について

ア 補助金の交付申請について

(指摘事項)

「山口県再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金交付要綱」においては、補助金の交付申請について「事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を可と

する通知を受けた年度の3月10日のいずれか早い期日までに(略)、知事に提出しなければならない」と規定している。しかし、山口県予防保健協会の受付が申請書に添付する「事業実績書及び収支決算書」の工事完了日から、30日以内となっていない申請書について補助がなされている事例が存在した。一律に工事完了の日から起算して30日以内の申請でなければ受付けない取扱はしていない、との説明を受けた。しかし、公平性の観点から交付要綱に従っていない申請をどの範囲まで認めるかという点について不明確とならないよう交付要綱に従って一律的な取扱をするべきである。

イ 補助金交付申請書の添付資料等について

(指摘事項)

山口県再生可能エネルギー関連設備導入支援事業補助金交付申請書の添付資料として納税証明書(全ての県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本)が求められている。しかし、納税証明書の日付が平成27年5月と年度末を大幅に超えているものが見られた。必要な添付書類が確認できない場合には補助金の交付決定を行うことは妥当ではない。

また、補助金交付申請兼実績報告書の添付書類の(7)で、補助対象設備の引渡書(工事完了報告書や電力事業者との電力需給契約書の写しでも可)と記載されている。しかし、引渡書の添付ではなく、電力業者からの電力需給契約書を添付している場合が大半であった。特に年度末に向かう2月から3月の当該契約書からは、3月10日までに事業が完了していることは外形的には不明と考えられる。

なお、3月10日までに設置が完了しないと判断した申請者は、廃止承認申請書を提出することとなるが、県から申請者への確認で設置は完了しているとして補助対象としているものも数件認められた。この場合においては「設置完了」の定義を明確にして、これに該当する添付書類を提出することが必要である。

②有効性について

(意見)

再生可能エネルギー導入指針目標の進捗状況(太陽光発電の部分のみ)は、以下の通りである。

| 区分 | 平成 23 年度末 | 平成 25 年度末 | 平成 26 年度末 | 平成 27 年度末 | 平成 28 年度 末(導入目標) | 達成率 | 平成 32 年度末 (導入目標) | 達成率 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|--------|---------------------|--------|
| 太陽光発電(全体) | 73,861 | 124,048 | 241,989 | 407,057 | 230,000 | 159.7% | 325,000 | 113.0% |
| 一般家庭等 | 73,861 | 113,048 | 184,723 | 273,479 | 165,000 | 156.6% | 225,000 | 114.9% |
| メガソーラー | 0 | 11,000 | 57,266 | 133,578 | 65,000 | 167.6% | 100,000 | 108.9% |
| 太陽熱利 | 10,231 | 11,236 | 13,095 | 13,890 | 15,000 | 92.6% | 20,000 | 69.5% |

| | | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 用 | | | | | | | | |
| 地中熱利 用 | 227 | 242 | 253 | 261 | 360 | 72.5% | 500 | 52.2% |

太陽光発電に関しては、再生可能エネルギー導入指針目標の平成 32 年度末の導入目標をすでに達成している状況にある。国の再生エネルギー関連の政策との関連性も強いいため難しい状況ではあるが、山口県としては太陽光発電以外の再生エネルギー導入の促進をより進めることが出来る補助金とすることが望まれる。なお、平成 26 年度においては、太陽熱利用給湯システムについて 1 件の申請交付があり、太陽熱利用空調システムについても 1 件の申請交付があった。

また、太陽熱利用に関して、平成 27年度末の導入目標達成率は 92.6%である。当事業での補助金の交付申請は低調であるものの、交付対象外の一体型の太陽熱温水給湯システムが増加しているため導入目標に近い水準となっている。当事業の補助金対象の太陽熱利用給湯システムは分離型のものであるため、一体型の太陽熱温水給湯も補助対象とすることで、当補助金の利用が促進され、結果的に CO2 の排出が削減されると考えられる。

2 循環型産業育成推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課
- 事業目的： 循環型社会の形成を図るため、廃棄物等の 3R に係る研究開発から普及拡大までの各段階に見合ったタイムリーな支援を行うことにより、産業成長を促進するとともに、これらの観点を踏まえた次期循環計画の改定調査を実施する。

(2) 指摘事項及び意見

(意見)

- ① 当事業はプロポーザル方式での随意契約であるが、プロポーザル審査委員 8 名は、部次長を筆頭に、いずれも内部職員である。プロポーザル方式での契約であるために、外部の専門知識を有する者等、外部委員の導入の検討が必要であったと考える。
- ② プロポーザル審査票に対する訂正理由の明確化について (意見)

3 団地等立地促進資金

(1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 企業立地推進室
- 事業目的： 発電用施設が設置されている地域及びその周辺地域に立地する企業を対象に、事業用施設の新設又は増設等に要する費用について金融機関が貸し付けを行う場合の、預託原資 (形態は制度融資) を行うものである。

山口県においては、昭和 57 年度に創設された。

また、基金の有効活用を図るため、平成 24 年度から対象業種に電気業を追加した。国の施策でもあった再生可能エネルギーの利用促進に取り組むため、電気業を行う事業者を対象に整備費等を低金利で融資する目的として、当該事業を環境対策事業へ追加した。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

4 次世代産業クラスター形成事業

(1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 新産業振興課
- 事業目的： 本県産業の特性や強みを活かして、産学公連携により県内企業の研究開発や新事業展開を促進し、「環境・エネルギー分野」及び「医療関連分野」における次世代産業の集積を促進する。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

5 水素利活用促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 新産業振興課
- 事業目的： 県内における液化水素ステーションの運用開始（平成 27 年春目途）を契機に、全県的な水素利活用推進体制の整備や液化水素の活用による県内企業の技術開発等、水素利活用による産業振興と地域づくりの更なる促進を図る。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

6 再生可能エネルギー導入資金

(1) 事業の概要

- 担当課：商工労働部 経営金融課
- 事業目的： 太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーによる発電等を行う中小企業者等に対し、低利かつ長期の資金を供給することにより、再生可能エネルギーの利用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

7 強い畜産生産拡大事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 畜産振興課
- 事業目的： 高齢化・過疎化による担い手の減少により、農地の管理不全等が顕在化している農村の機能維持及び農地保全を図るため、堆肥を地域内の農地に還元し飼料作物を栽培・収穫・給与することで、既存資源の循環を促進する。

(2) 指摘事項及び意見

① 決裁日等の記入漏れについて（指摘事項）

VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

1 やまぐちスロー・ツーリズム推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：総合企画部 中山間地域づくり推進課
- 事業目的： 農山漁村と都市との交流を一層促進し、地域の活性化を図るため、各種ツーリズムを観光分野とも連携しながら総合的に進めることにより、地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

① 体験型教育旅行の受入状況について

体験型教育旅行の受入状況は、以下のとおりである。

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 受入人数（人） | 4,591 | 3,852 | 4,249 |
| 受入地域協議会（地域） | 7 | 8 | 9 |

受入人数は平成 24 年度に比べて平成 25、26 年度ともに減少している。PR 活動のツールとしては、パンフレットやホームページなどを活用していたが、平成 26 年度に新たに PR 用の DVD を制作している。県と山口県体験型教育旅行推進会議が平成 27 年 3 月に作成した「山口県体験型教育旅行アクションプラン」では体験型教育旅行の受入人数を平成 29 年度に 7,000 人とする目標を設定している。また、県が平成 27 年 3 月に平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間を対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、体験型教育旅行の受入地域数を平成 29 年度に 12 地域とする目標を設定している。

(意見)

体験型教育旅行の受入人数と受入地域数の目標値は平成 29 年度に設定しているが、年度ごとの目標値がないため平成 26 年度が目標を達しているのか否か判断ができない。例えば、

体験型教育旅行の受入人数について平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で 7,000 人を達成するには単純に計画年数の 4 年間で割ると 1 年間で 787 人を増加させる必要があるが、平成 26 年度は、397 人の増加にとどまっている。目標値に到達するための年度ごとの目標も設定すべきである。

② 農林漁家民宿の状況について

農林漁家民宿の利用者数および民宿数は、以下のとおりである。

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 農林漁家民宿利用者数（人） | 3,211 | 3,130 | 2,945 |
| 農林漁家民宿数（軒） | 20 | 24 | 25 |

農林漁家民宿数は増えているが、利用者数は減少している。PR 活動のツールとして PR ガイドブック「やまぐち田舎遊び BOOK」を作成して印刷物を配布するほか、ホームページでも閲覧可能となっている。

「やまぐち田舎遊び BOOK」の制作部数および委託金額は、以下のとおりである。

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 制作部数（部） | 23,000 | 22,000 | 21,000 |
| 委託金額（千円） | 1,620 | 1,617 | 1,596 |

県が平成 27 年 3 月に平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で対象として作成した「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、農林漁家民宿数を平成 29 年度に 35 軒とする目標を設定している。

（意見）

農林漁家民宿数の目標値は平成 29 年度に設定しているが、年度ごとの目標値がないため平成 26 年度が目標を達しているのか否か判断ができない。例えば、農林漁家民宿数について平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で 35 軒を達成するには単純に計画年数の 4 年間で割ると 1 年間で 2.75 軒を増加させる必要があるが、平成 26 年度は、1 軒の増加にとどまっている。目標値に到達するための年度ごとの目標も設定すべきである。

2 ISO 環境やまぐち高度化事業

（1）事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：地球温暖化問題は喫緊の課題であり、温室効果ガス排出量の多くを占める事業所等には、排出抑制等が環境配慮の取組として強く要求されている。

(2) 指摘事項及び意見

① (意見)

山口県マネジメントシステム定期監査結果で、「一部に (エコ・オフィス以外の個別の) 環境側面を特定していない課があった。環境側面の無い課があることは、課の所管業務によっては仕方がないとの考えもある。しかしながら、是非とも課の主要な業務や役割を環境という面から影響をとらえてもらえば、著しい環境側面(*)の候補がクローズアップされて、おそらく本来業務が著しい環境側面として決定されると思われる。その点について取組のテーマの幅を広げるといふ思いから、環境側面のとらえ方について一考いただきたい。」等との監査意見もあるので、今後の「山口県エコ・オフィス実践プラン」を推進するうえで参考としていただきたい。

用語解説：(*) 著しい環境側面

著しい環境側面とは、企業や組織が事業活動を進めるうえで環境に与える影響を洗い出した結果のことである。

3 やまぐち自然環境学習推進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 秋吉台エコ・ミュージアム (秋吉台ビジターセンター) 及びつのしま自然館 (角島ビジターセンター) に各1名配置し、来館者等に対して自然解説指導等を行うことにより県民の自然環境学習を推進する。

(2) 指摘事項及び意見

① 秋吉台ビジターセンター及び角島ビジターセンターの利用者数について

(意見)

平成24年度から平成26年度の秋吉台ビジターセンター及び角島ビジターセンターの利用者の状況は、以下のとおりである。

秋吉台ビジターセンター

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 利用者数 (目標) | 11,000人 | 11,000人 | 12,000人 |
| 利用者数 (実績) | 12,429人 | 10,941人 | 9,746人 |
| 自然環境学習会 (実績) | 493人 | 378人 | 330人 |

角島ビジターセンター

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 利用者数 (目標) | 8,000人 | 8,000人 | 8,000人 |

| | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| 利用者数（実績） | 7,634人 | 7,210人 | 6,700人 |
| 自然観察会（実績） | 182人 | 162人 | 157人 |

秋吉台ビジターセンターの利用者数は平成24年度に目標値を超えているが、平成25年度以降は目標値を下回っている。角島ビジターセンターについては直近3年間いずれも目標値を下回っており、利用者数の実績は減少傾向にある。

また秋吉台ビジターセンターおよび角島ビジターセンターでは、自然環境学習会や自然観察会を実施しているが、これらの参加者も減少傾向にある。利用客の減少の理由としては各ビジターセンターとも団体客の減少が挙げられる。例えば、秋吉台エコ・ミュージアムについては、近隣の大正洞・景清洞の利用客も減少傾向にあり、団体客のバスツアー等の経路から敬遠されている可能性がある。また、施設設備も老朽化による故障等により、リピーターが減少していることも一因と考えられる。つのしま自然館については、角島自体の観光客が増加しているにもかかわらず利用客が減少しており、場所がわかりづらく角島の観光客に存在が認知されていないことが一因として考えられる。さらに、潮風の影響で施設設備の老朽化が進んでおり、リピーターが減少していることも一因と考えられる。

従って、県民の自然環境学習の推進のためにも、ビジターセンターの利用者数を増やすための具体的な方策を検討する必要がある。例えば、各ビジターセンターとも、利用客のアンケート結果を踏まえた自然観察会や企画展示等の一層の充実を促進する、特に、つのしま自然館については、角島への観光客等へのPR方法について指定管理者である市と検討の上、観光客等への周知に努める、また、老朽化設備の改修等について市と協議しながら随時対応するなどの検討が必要である。

②自然解説指導員のマニュアル作成・研修実施について

（意見）

自然解説指導員は、市や農林事務所の紹介で地元で詳しい方を所管課で面接をして推薦し、知事が任命をしている。自然解説指導員はビジターセンターの来館者等に対して自然解説指導業務を行うが、業務マニュアルなどは作成されておらず、研修も実施されていない。前任者から業務内容の引継ぎを受けているとのことであるが、来館者等にある一定のレベルの解説指導をおこなうためには業務マニュアルなどを作成し、業務マニュアルを使用した研修を実施すべきである。

4 きらら浜自然観察公園管理運営事業

（1）事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 野鳥その他野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての県民

の理解を深めるため、平成 13 年度、山口県立自然観察公園条例に基づき山口県立きらら浜自然公園を設立した。このきらら浜自然観察公園の維持管理を行う。

(2) 指摘事項及び意見

① 合規性について

(指摘事項)

山口県立きらら浜自然観察公園の管理に関する協定書において、管理業務の範囲について「条例第 3 条各号に掲げる業務に関すること」と記載されている。ここで条例とは、山口県自然観察公園条例（平成 13 年度山口県条例第 5 号）を指している。条例第 3 条第 3 項において「野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること」と規定されている。しかしながら、事業計画書及び事業報告書において「野生動植物に関する資料等の収集」に関して記載がない。当条項については具体的な内容が不明確ではあるが、協定書において業務の範囲に含まれている以上、説明可能な計画と実績が必要である。

② 有効性について

(意見)

ア

平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間の来場者数の目標人数と実績人数の推移は以下のとおりである。

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 目標人数 | 17,000 | 17,000 | 17,000 | 17,000 |
| 実績人数 | 16,144 | 15,747 | 13,600 | 14,259 |

平成 23 年度から比較すると減少傾向を示している状況である。

平成 24 年度から平成 25 年度においては、2,147 人来場者数が減少している。事業実績報告において、減少の理由について「日本ジャンボリーが 7 月 31 日から 8 月 8 日開催され、その間、一般入館者に対して閉館したため、夏休み中の子供達の入館がなくなり、大量の入館を予定したスカウトが、予想外に少なかった」と記載されている。

しかし、事業実績報告書において、平成 24 年 8 月の入館者数は 2,391 人、平成 25 年 8 月の入館者数は 2,208 人、平成 26 年 8 月の入館者は 1,884 人となっている。したがって、事業報告書記載の利用者の減少理由は、大きな減少要因となっていないことは明確である。減少要因の分析が適切になされていない状況においては、利用者の増加対策は難しいと考えられる。減少要因の分析を適切に行う必要がある。

加えて、平成 25 年度には大幅な入場者減少となっているが、平成 26 年度の事業計画書を平成 25 年度の事業計画書と比較して検討を行ったところ、平成 26 年度の事業計画書と平成 25 年度の事業計画書は特に目立った変更がない。また、一年間の実施事業の報告である事業報告書においても、平成 25 年度の事業報告書と平成 26 年度の事業報告書において

も目立った記載の変化はない。平成 25 年度の落ち込みが大きいのであれば平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の指定管理期間中といえども何らかの対策を打ち出す必要があるのではなかろうかと考える。

きらら浜自然観察公園自体が有する公益的な機能や、また、自然保護の観点から、きらら浜自然観察公園の入場者数のみが当事業の有効性を示す唯一の指標ではない。しかしながら、山口県立自然観察公園条例の第 1 条では「野鳥その他の野生動植物に親しむことを通じて、自然保護についての県民の理解を深めるため、自然保護公園を設置する。」と規定されている。したがって、より一層県民に野鳥その他の野生動植物に親しむ機会を提供し、自然保護の県民の理解を深めるために、きらら浜自然観察公園を県民の利用を促進する施策が必要であり、毎年同じような事業を繰り返す中で利用者が減少している現状は改善すべきである。

イ

平成 26 年度においては、きらら浜自然観察公園淡水池水質改善業務が実施されている。園内の淡水池では平成 22 年度から藍藻類の繁茂等により水質が悪化し、魚類のへい死や汚濁負荷により水草が生えなくなり、カモ類の減少、カイツブリ営巣の減少など、環境変化が見られ、見た目も緑色で景観の印象が良くない状況が続いていた。この水質改善のために散水液膜式浄化装置を導入して水質改善を行った事業である。業務報告書において、平成 26 年 11 月に装置が稼働した後、透視度は仕様書通りの 50 c m 程度は確保されているとのことであり、有効性は確保されている。

③経済性、効率性について

指定管理業務に関しては経済性、効率性の観点から問題はないものと判断した。

きらら浜自然観察公園淡水池水質改善業務について、当初装置の設置に関しては随意契約理由や見積内容から経済性、効率性について問題はないものと考えられる。

(意見)

ただし、当業務においては散水液膜式浄化装置を導入しているが、浄化装置はろ過材を利用して水質の改善を図るものであり、ろ過材は定期的(2 か月に 1 回)に交換が必要である。ろ過材については、平成 27 年 2 月 9 日の当業務の現状等の確認を行った際の文章の中で、「現時点では、特注となるため高価」と記載されている。ろ過材のランニングコストが多額であるのであれば、例えば、淡水池の水の流れを確保する土木工事等、他の手法を取ることが出来る可能性があったことも考えられる。当事業のように継続的なランニングコストが生じる事業については当初の計画の時点でランニングコストを含めた経済計算をすべきである。

5 自然公園保護管理事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保護、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(2) 指摘事項及び意見

- ①自然公園維持管理委託について（意見 1）（意見 2）

6 利用施設維持補修事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 利用者が、安全で快適に公園施設を利用できるよう、県が整備した自然公園等において、老朽化した施設の補修を行う。

(2) 指摘事項及び意見

- ①つのしま自然館維持補修業務について（意見）

7 中国自然歩道管理事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 中国自然歩道を維持、管理し、利用者が快適に利用できるように整備を行うもの。

(2) 指摘事項及び意見

- ①県の承認を得た再委託について（意見）

8 国定公園施設整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 自然保護課
- 事業目的： 近年、余暇利用の増大、都市化や高齢化の進行、県民の環境に関する意識の向上等に伴い、県民の自然とのふれあいに対するニーズが高まっている。このような中、自然公園等の優れた自然環境の保全とその積極的な活用を図るため、地域の特性を活かしながら自然環境に配慮した安全で快適な自然公園施設を整備する。

(2) 指摘事項及び意見

- ①経済性・効率性について

（意見）

再整備前の歩道整備（転落防止柵の設置）は昭和 48 年に為されており今回の再整備は約

40年ぶりとなる。当時に比べて技術進歩も著しいことが推測され、鉄筋コンクリート製から樹脂製へと素材を変更している。この変更は約1kmに及ぶ遊歩道の転落防止柵について材料の設置箇所までの運搬コスト等を踏まえるとより軽量化した樹脂製のものが安価に設置できるというものである。

一方で財務省令による構築物の耐用年数を見ると、コンクリート造「その他」40年、合成樹脂のもの10年と規定されている。特異な環境下を除いて単純計算によるとコンクリート製の構築物を1回設置すると樹脂製の構築物4回転分に相当することとなる。

再整備における経済性や効率性を考えると樹脂製の方が有利なのかもしれないが、耐用年数を想定した投資期間で比較した上で戦略的な投資意思決定をすべきと考える。

9 森林づくり活動支援事業

(1) 事業の概要

- 担当課：農林水産部 森林企画課
- 事業目的： 県民の森林づくり活動への参画を促進し、森林づくりへの理解をさらに高めるために、県民や企業等による森林整備や都市住民との体験交流活動などの森林づくり活動を支援する。

(2) 指摘事項及び意見

① 補助金交付団体数および整備面積の推移について

(意見)

当該事業において平成22年度から平成26年度までに補助金の交付を受けた団体数と整備面積の推移は、以下のとおりである。

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交付団体数 | 19 | 10 | 10 | 9 | 10 |
| 整備面積 (ha) | 10.18 | 3.13 | 6.57 | 6.60 | 9.49 |

補助金交付年度には交付団体から活動報告を受けている。補助金交付年度の次年度以降の活動状況については、農林事務所の職員が過去に補助金を受けた団体を訪問し活動状況を確認している。活動が継続されているか否かについては、農林事務所から所管課に報告され、所管課では「森林づくり活動支援事業実施団体一覧」を作成し、各団体の活動欄に丸印を付している。当該一覧によると過去に補助金を受けた団体は平成26年度もすべて活動継続中となっている。

しかしながら当該事業については、数値化された目標は設定されていない。そのため事業の目的を達成したのかどうか評価が困難である。事業の有効性を評価する上において目標の設定は重要であるため、適切な目標値を検討する必要がある。

10 電線共同溝整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 道路整備課
- 事業目的：景観の改善及び緊急輸送道路の確保

(2) 指摘事項及び意見

①速やかな工事の完了について（意見）

事業の経緯からすると、今後、新下関停車場稗田線で電線共同溝整備事業が完了した際には、速やかな無電柱化が期待できる。しかし、各関係者との調整が必要なことから、現時点で工事完了時期が未定ということであり、工事中の状態が長期化することは交通を妨げ危険を増長させる要因となるので、速やかに工事の完了を図るべく善処していただきたい。

②（指摘事項）

所長印のない起案書等について（指摘事項）

11 都市公園整備事業

(1) 事業の概要

- 担当課：土木建築部 都市計画課
- 事業目的等：

都市公園は、主として国または地方公共団体が整備し、公園管理者が当該都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園法に基づき、政令で定める事項を公告することにより設置される。また、都市公園は、一般に都市計画区域内において、休息、観賞、遊戯、運動など、レクリエーションの用に供し、あわせてオープンスペースの確保による災害時の避難地や、環境の改善、都市景観の向上に資することを目的としており、住民の多様なニーズへの積極的な対応を図るため、「都市の再生」、「少子高齢化への対応」、「環境問題への対応」、「地方の個性ある活性化、まちづくり」の4項目について重点化、効率化を進め、21世紀の緊急課題について積極的に対応することとしている。本県においても、国の諸施策に基づき、計画的整備を進めた結果、昭和46年度末では3.0㎡であった都市計画区域内住民1人あたりの都市公園等面積は、平成25年度末には14.2㎡と拡大しており、全国平均の10.0㎡を上回っている。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

12 国指定文化財保存活用事業

(1) 事業の概要

- 担当課：教育庁 社会教育・文化財課
- 事業目的：周南市における「八代のツルおよびその渡来地」は、昭和30年に特別天然記念物に指定され、保護に努めてきたところではあるが、近年、ツルの越冬数は減少の傾向を示している。このため、野鶴越冬数増羽を目的として実施されている事業である。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。

VII 共通的・基盤的施策の推進

1 地球にやさしい環境づくり融資事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的：(中小企業向け)
 - ・公害防止施設の整備に必要な資金の融資を行うことにより、公害防止対策の促進を図り、良好な生活環境を確保する。
 - ・産業廃棄物を資源化再生利用及び処理するための施設の整備に要する資金の融資を行うことにより、産業廃棄物の資源化再生利用及び適切な処理の促進を図り、良好な生活環境を確保する。
 - ・地球温暖化対策施設等の整備に必要な資金の融資を行うことにより、温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化対策に資する。
- (個人向け)
 - ・地球温暖化防止対策施設を整備しようとする者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化対策に資する。
 - ・県内に所在する住宅の居住者が太陽光発電システム等の整備を行うために借り入れた資金の利子を補給することによって、温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化対策に資する。

(2) 指摘事項及び意見

- ① 環境保全に関する啓発活動について(有効性：意見)
- ② 合規性について(指摘事項)

2 やまぐちさわやかエコネット利用促進事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課

- 事業目的： 「環境配慮促進法」により、県は環境配慮等の状況をインターネット等により公表するように求められている。

(2) 指摘事項及び意見

①有効性について

(意見)

エコネットのアクセス数については、以下の通りである。

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|
| 年間合計 | 570,884 | 506,395 |

平成 25 年度については、PM2.5 の報道等の影響でアクセス数が増えたものである。

アクセス頻度の高いページの把握等はすでになされているが、より一層エコネットやエコネットにリンクされている閲覧頻度の低いページが閲覧される仕組みを作り、迅速な情報提供に加えて環境に関する県民への啓発という機能も強化されることが望まれる。

②経済性について

(意見)

当初予算の積算について、委託料の一部についてコンテンツ作成枚数及び更新枚数に単価を掛けた金額を用いている。予算の積算については随意契約先から入手した見積書を利用して算定されており、コンテンツ作成枚数及び更新枚数、枚数に乗じる単価については平成 25 年度及び平成 26 年度で変更はない。

やまぐちさわやかエコネット利用促進事業においては、平成 13 年にプロポーザル方式によりシステム構築及び保守等の委託先を決定している。この際に選定された企業と平成 26 年度まで随意契約にて継続的に委託契約を締結している。随意契約による理由としては、ソフトの使用権及び著作権を委託契約先が保有していることや、保守運営についても当システムに精通している者でなければ対応できないこと等があげられており、随意契約とすることに合理性はあると考える。

委託契約額の基礎となる予算積算時に委託額の一部について、積算の計算要素であるコンテンツ作成枚数及び更新枚数、これに乗じる単価については随意契約先からの見積書記載の数値をそのまま利用している。

毎年度のコンテンツ作成枚数及び更新枚数は変動するものであり、予算策定時においては厳密な積算は不可能である。しかし、予算積算時においては、随意契約先の見積書の数値のみではなく過年度の実績数値等を利用しながら、県として予算積算の計算要素である作成枚数及び更新枚数の妥当性を主体的に検討する必要がある。例えば、積算方法について、技術者の時間単価に作業時間を乗ずる方法等を検討することで、県として委託額の見積額と実績額を検証できる計算方法を考慮する必要があると思われる。

3 山東省環境保全パートナーシップ事業

(1) 事業の概要

- 担当課：環境生活部 環境政策課
- 事業目的： これまで実施してきた交流事業を踏まえ、山東省における環境問題（大気汚染をはじめとする公害）の解決に向け、行政研修（環境基準など法的規制の説明）、県内企業等が有する環境保全技術・対策に係る研修及び本県からの技術指導者の派遣を実施し、技術交流、情報提供を実施する。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項等はない。